

裁判所における法教育の取組み

裁判所では、主に次のとおり法教育に取り組んでいます

- ◎ 裁判官の講師派遣（出前講義）
- ◎ 模擬裁判・模擬調停
- ◎ ガイド付き法廷傍聴・裁判所見学
- ◎ 裁判員制度に向けて

裁判官の講師派遣（出前講義）

- ◎内容
 - ・裁判官が学校等に出かけ、体験談を交えて講義、講演、質疑応答
 - ・裁判所の仕組み・役割、裁判官の仕事など、司法制度・裁判制度について分かりやすく説明
- ◎派遣先
 - ・小学校、中学校、高校、大学、その他

*大阪地裁の例

- テーマ
 - ・裁判制度及び裁判所の仕組み、民事裁判の仕組み、裁判所の仕事、司法の果たす役割と意義について等
- 対象
 - ・大阪府内の中学生、高校生
- 内容
 - ・中学生：刑事裁判と民事裁判の違い等の基本事項の説明など裁判所や裁判官に親しんでもらう
 - ・高校生：具体的な事例や経験談を通して、民事裁判全体について、また職業としての裁判官について説明する
- 工夫例
 - ・六法や法服、事件記録の書式等実際の裁判で使用するものを持参し、生徒が見たり触れたりできるよう工夫する
 - ・最近報道された著名事件に関連性を持たせて話をする
 - ・クイズを取り入れるなど参加型の授業にする

模擬裁判・模擬調停

- ◎内容 ・ 模擬裁判・模擬調停で、児童、生徒等が裁判官役、検察官役、弁護士役等を体験（裁判官・裁判所職員が実演する模擬裁判・模擬調停を見学してもらうこともある）
- ◎対象 ・ 小学生，中学生，高校生，大学生，その他

*大阪地裁の例

- 題材 ・ 刑事事件（強盗致傷・否認）
- 対象 ・ 夏休み中の2日間，小学5年生から中学3年生までの児童・生徒
- 内容 ・ 裁判所が準備したシナリオに従って，裁判官役や証人役などを演じてもらう。判決は参加した児童・生徒全員が考える
- 工夫例 ・ 裁判員役も設け，裁判員制度についても知ってもらうようにした

ガイド付き法廷傍聴・裁判所見学

- ◎内容 ・ 法廷での裁判傍聴
→傍聴後に，担当裁判官が事件や手続について説明するケースあり
- ・ 法廷，調停室，審判廷等の見学
- ◎対象 ・ 小学生，中学生，高校生，大学生，その他

*大阪地裁の例

- 対象 ・ 中学生以上の10人から50人までのグループ
- 内容 ・ 法廷傍聴，空き法廷を利用した説明，質疑応答
- 工夫例 ・ 傍聴に適した事件を選定する

裁判员制度に向けて

- ◎内容
- ・裁判所ウェブサイトにて、クイズ形式も交え、裁判员制度を分かりやすく説明した「キッズコーナー」の開設
 - ・裁判员制度を分かりやすく説明した「裁判员ブックレット」の作成
 - ・裁判员制度広報用映画「評議」及び「裁判员」を作成、各地裁を通じて図書館に配布したほか、全国の大学院、大学及び高等学校に配布
 - ・裁判员制度広報用アニメーション「ぼくらの裁判员物語」を作成、各地裁を通じて図書館に配布
- ◎対象
- ・小学生、中学生、高校生、大学生、その他

ビデオ

- ・「私たちの裁判所」
 - 配布先 全国の中学校・高校、各高裁・地裁・家裁
 - ・「みんな知ってる？ー裁判のしくみー」
 - 配布先 全国の小学校、各高裁・地裁・家裁
 - ・「知っていますか？裁判所」
 - 配布先 各高裁・地裁・家裁
 - ・「リホちゃんナビスケの裁判所ってどんなところ？」
 - 配布先 各高裁・地裁・家裁
 - ・裁判员制度広報用映画「評議」
 - 配布先 全国の大学院、大学、高等学校及び公立図書館、各高裁・地裁・家裁
 - ・裁判员制度広報用映画「裁判员～選ばれ、そして見えてきたもの～」
 - 配布先 全国の大学院、大学、高等学校及び公立図書館、各高裁・地裁・家裁
 - ・裁判员制度広報用アニメーション「ぼくらの裁判员物語」
 - 配布先 公立図書館、各高裁・地裁・家裁
- (いずれのビデオも要望があれば配布先以外の学校への貸し出しも行っていきます)